

法人二税申告書等作成業務委託契約書（案）

- 1 業務名 法人二税申告書等作成業務
- 2 委託料 金●●●円
(うち消費税及び地方消費税額 金●●●円)
- 3 委託期間 令和●●年●●月●●日から
令和●●年●●月●●日まで
- 4 契約保証金 金●●●円

岩手県（以下「甲」という。）と●●●（以下「乙」という。）とは、上記業務の委託について、次のとおり契約を締結する。

（総則）

第1条 甲は、別記法人二税申告書等作成業務仕様書に掲げる業務（以下「委託業務」という。）の実施を上記の委託料及び委託期間をもって乙に委託し、乙はこれを受託した。

2 乙は、委託業務の実施に当たっては、同仕様書に従い、これを誠実に実施しなければならない。

（指示）

第2条 甲は、委託業務の実施に関し、甲の職員をして乙の履行状況を監督させ、又は必要な事項について指示させることがある。

2 乙は、委託業務の実施に関し必要と認めるものについては、甲の指示を受けるものとする。

（業務担当者の通知）

第3条 乙は、委託業務を主として担当する者を定め、速やかに甲に通知するものとする。

（委託業務内容の変更等）

第4条 甲は、必要があるときは、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止させることができるものとする。この場合において、委託料及び委託期間を変更する必要があるときは、甲、乙協議して定めるものとする。

（損害の帰属）

第5条 委託業務の処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は、乙が負担するものとする。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰する理由による場合は、この限りでない。

（業務完了報告及び完了確認）

第6条 乙は、委託業務に係る各年度における委託業務が完了したときは、法人二税申告書等作成業務委託完了報告書（様式第1号）を甲に提出するものとする。

2 甲は、前項の規定により完了報告書の提出を受けた場合は、当該提出を受けた日から起算して10日以内に、完了報告書を審査し、必要に応じて現地調査を行うことにより、委託業務の実施の状況が契約の内容に適合するかどうかの検査を行うものとする。

3 甲は、前項の規定による検査により、委託業務の実施の状況が契約の内容に適合しないと認める場合は、これに適合させるための措置をとるべきことを乙に対して指示するものとする。

4 乙は、前項の規定による指示に従って措置をした場合には、その結果を甲に報告するものとする。

5 第2項の規定は、前項の規定により乙から報告があった場合について準用する。

(委託料の請求等)

第7条 乙は、前条第2項(同条第5項において準用する場合を含む。)の規定による検査に合格した場合は、業務委託料請求書(様式第2号)を甲に提出するものとする。この場合において、乙が請求可能な委託料は、年度ごとに別表に掲げる額を限度とする。

2 甲は、前項の規定により業務委託料請求書の提出を受けた場合は、当該提出を受けた日から起算して30日以内に、委託料を支払うものとする。

3 乙は、甲が必要であると認める場合は、年度ごとに請求可能な委託料の9割以内の額を前金払することができる。この場合において、前金払に係る様式は、様式第2号に準ずるものとする。

(違約金)

第8条 甲は、乙が委託期間内に契約を履行しない場合には、遅延日数に応じ、委託料につき年2.5パーセントの割合で計算した違約金を徴収することができる。

(遅延利息)

第9条 甲は、自己の責めに帰すべき理由により、委託料の支払を遅延した場合には、乙に対して、支払の日までの日数に応じ、支払遅延した委託料につき年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払うものとする。

(契約不適合責任)

第10条 第6条の規定による完了確認後、契約の目的物に不適合があると認められる場合は、甲は、乙に対し、期限を指定して再履行を請求し、また不適合の程度に応じた委託料の減額を請求することができる。

2 前項の規定は、甲の損害賠償の請求及び解除権の行使を妨げない。

3 第1項に規定する場合において、その不適合が甲の提供した資料等の性質又は甲の与えた指示によって生じたものであるときは、甲は、その不適合を理由として再履行の請求、委託料の減額請求、損害賠償の請求及び本契約の解除をすることができない。ただし、乙がその資料等又は指示が不相当であることを知りながら告げなかったときは、この限りではない。

4 乙が本条に定める責任その他の契約不適合責任を負うのは、第6条の検収完了後1年以内であって、かつ甲が当該契約不適合を知った時から1ヶ月以内に甲から当該契約不適合を通知された場合に限るものとする。ただし、第6条の規定により契約の目的物を甲に引き渡したときにおいて、乙がその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りではない。

(契約の解除)

第11条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 委託業務を実施することができなくなったとき。

(2) 第2条又は第6条第2項の規定による甲の指示に従わなかったとき。

(3) 不正の手段により委託料の支払を受けたとき。

(4) 次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等(役員又はその支店若しくは常時契約を締結する権限を有する事務所、事業所等を代表する者をいう。以下この号において同じ。)が、暴力団員による不当な行為の防止

- 等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この号において「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が、経営に実質的に関与していると認められるとき。
- ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしたと認められるとき。
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対する資金等の供給、便宜の供与等により、直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- カ 委託業務を実施するため必要な物品の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。
- キ 乙がアからオまでのいずれかに該当する者を物品の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求めたにもかかわらず、乙が、これに従わなかったとき。

(5) その他この契約に違反したとき。

2 前項第2号から第5号までの規定により甲がこの契約を解除したときは、乙は損害賠償として契約金額の100分の5に相当する額を項に納付するものとする。

3 第2項の規定は、委託料の支払いがあった後においても適用するものとする。

(暴力団等の通報)

第12条 乙は、この契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員による不当な要求又は契約の適正な履行の妨害を受けた場合は、甲に報告するとともに警察官に通報しなければならない。

(契約解除に伴う特例)

第13条 第11条第1項第1号の規定により、この契約が解除された場合において、委託業務の一部が完了しているときは、甲は、当該完了部分を確認の上、相当と認める金額を支払い、成果報告帳票の引渡しを受けることができる。

(長期継続契約に伴う契約の解除)

第14条 甲は、次に掲げる場合には、令和7年度以降の契約を解除することがある。

(1) 各年度の予算に関し、減額又は削除がある場合

(2) 岩手県庁内の検討により、法人二税申告書等作成業務について大幅な見直しをする場合

2 前項の規定により契約が解除された場合においては、甲は、損害を賠償しないものとする。

(委託料の返還)

第15条 乙は、第11条第1項第2号から第5号までの規定により、この契約が解除された場合において、既に委託料の支払いがなされているときは、甲の定めるところにより、委託料を返還するものとする。

(延滞金)

第16条 乙は、前条の規定により委託料を返還しなければならない場合において、これを甲の定める納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付の額に付き年2.5パーセントの割合で計算した延滞金を甲に納付するものとする。

(権利義務譲渡等の禁止)

第17条 乙は、この契約から生じる債権を第三者に譲り渡し、又は担保に供さないものとする。

ただし、信用保証協会法（昭和28年法律第196号）に規定する信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して売掛金債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 前項ただし書に基づいて売掛金債権の譲渡をした場合、甲の対価の支払いによる弁済の効力は、会計規則（平成4年岩手県規則第21号）第38条第2項の規定により会計管理者が支出負担行為の確認をした旨の通知を受けた時点で生じるものとする。

3 乙は、第三者に債務の弁済を行わせないものとする。

(再委託等の禁止)

第18条 乙は、委託業務の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、甲の文書による承認を得たものについては、この限りでない。

2 乙は、前項の規定により、本件業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせる場合は、この契約の趣旨にのっとり、その取扱いを委託され、又は請け負った個人情報の安全管理及び特定個人情報に関する安全管理措置が図られるよう、委託を受け、又は請け負った者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

3 乙が本件業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせる場合においては、当該第三者の行為は、乙自らの行為とみなし、これに対しては、乙が当該第三者のすべての行為及びその結果についての責任を負うものとする。

(秘密の保持)

第19条 乙の代表者又はその代理人、使用人その他の従事者は、委託業務の実施に当って知り得た内容について、いかなる理由があっても他に漏らしてはならない。

2 前項の規定は、この契約期間の満了後及び契約解除後も同様とする。

3 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による業務の処理に関し、個人情報の取扱いにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先の攻めに帰する事由により甲又は第三者に損害を与えたときも、同様とする。

(権利の帰属)

第20条 委託業務により作成された成果品に係る著作権及び所有権は、甲に帰属するものとする。

2 前項に規定する著作権には、著作権法（昭和45年法律第48号）第27条（翻訳権、翻案権等）及び第28条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）に規定する権利を含むものとする。

(安全確保上の問題への対応)

第21条 乙は、本件業務の遂行に支障が生じるおそれのある事案の発生を知ったときは、直ちにその旨を甲に報告しなければならない。

2 乙は、前項の事案が個人情報の漏えい、滅失又は毀損その他安全確保に係る場合には、直ちに甲に対し、当該事案の内容、経緯、被害状況等を報告し、被害の拡大防止又は復旧等のために必要な措置に関する甲の指示に従わなければならない。

3 乙は、事案の内容、影響等に応じて、その事実関係及び再発防止策の公表、当該事案に係る本人への対応（本人に対する適宜の手段による通知を含む。）等の措置を甲と協力して講じな

なければならない。

(目的外使用等の禁止)

第22条 乙は、委託業務に係るデータ等を委託業務以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の文書による承認を得たものについては、この限りでない。

(複写及び複製の禁止)

第23条 乙は、第2条第1項の規定による甲の指示によるものを除き、委託業務に係るデータ等を複写し、又は複製してはならない。

(データ等の管理)

第24条 乙は、データ等の外部への漏えい、滅失、毀損等を防止するため、施設設備の管理運営体制に必要な措置を講ずるとともに、善良なる管理者の注意義務をもってデータ等の適正な管理に当たらなければならない。

2 乙は、個人情報の適切な取扱いに係る安全管理措置を遵守しなければならない。

3 乙は、個人情報の適切な取扱いに係る従業員の監督・教育、契約内容の遵守に必要な措置を講じなければならない。

4 甲は、乙に対して、前2項に係る乙の講じた措置について、報告させるとともに、必要に応じて、その改善を求めることができるものとし、乙はこれに対し速やかに応じなければならない。

(データ等の運搬)

第25条 委託業務に係るデータ等の運搬は、乙の責任で行うものとし、その経費は乙の負担とする。

(データ等の廃棄)

第26条 乙は、委託業務完了後において、データ等の廃棄を行う場合は、あらかじめ甲の承認を得るものとし、廃棄に当たっては、抹消、焼却、切断等の方法により再使用できない状態にして処分しなければならない。

(書類の整備)

第27条 乙は、委託業務に係る経理を明らかにした関係書類を整備し、令和●●年●●月●●日まで保存するものとする。

(個人情報の保護)

第28条 乙は、この契約による事務の処理又は事業の遂行をするための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(補則)

第29条 この契約により難い事情が生じたとき、又はこの契約について疑義が生じたときは、甲、乙協議の上定めるものとする。

この契約締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙記名押印して、それぞれその1通を保有するものとする。

令和●●年●●月●●日

甲 岩手県
代表者 岩手県知事 達 増 拓 也

乙 (住所)
(会社名)
(代表者 氏名)

別表（第7条第1項関係）

委託料内訳書

期 間	金 額	備 考
令和6年度	●●●●円	
令和7年度	●●●●円	
令和8年度	●●●●円	

（注）上記金額には、消費税及び地方消費税額を含む。

様式第1号

令和 年 月 日

岩手県知事 達増 拓也 様

住 所

受託者

業務完了報告書

このことについて、法人二税申告書等作成業務仕様書に従い、本年度の業務を完了したので報告いたします。

記

1 業 務 名 法人二税申告書等作成業務

2 委 託 期 間

(1) 全 体 期 間 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

(2) 今回の報告に係る期間 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

3 成 果 報 告 別添のとおり。

岩手県知事 達増 拓也 様

住 所

受託者

業務委託料請求書

法人二税申告書等作成業務委託契約書に従って実施した委託業務の委託料を次のとおり請求します。

業 務 名	法人二税申告書等作成業務	
委 託 料 額	総 額	円
	今 年 度 分 請 求 可 能 額 ①	円
今 年 度 分 既 受 領 額 ②		円
今 回 請 求 金 額 (① - ②)		円
残 額		円
振 込 先 銀 行 名	銀行 店 預金 (口座番号 :)	

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約に係る事務の処理又は事業の遂行（以下単に「業務」という。）の実施に当たっては個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。また、死者に関する情報についてもまた、同様に適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、業務に関して知り得た個人情報及び死者に関する情報をみだりに他に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。業務が終了し、又はこの契約を解除された後においても、同様とする。

(個人情報管理責任者等)

第3 乙は、業務における個人情報の取扱いに係る管理責任者（以下「個人情報管理責任者」という。）及び業務に従事する者（以下「運用管理者等」という。）を定め、書面により甲に報告しなければならない。

2 乙は、個人情報管理責任者及び運用管理者等を変更する場合は、書面によりあらかじめ甲に報告しなければならない。

3 個人情報管理責任者は、個人情報取扱特記事項（以下「特記事項」という。）に定める事項を適切に実施するよう運用管理者等を監督しなければならない。

4 運用管理者等は、個人情報管理責任者の指示に従い、特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

(作業場所の特定)

第4 乙は、個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を定め、あらかじめ甲に報告しなければならない。

2 乙は、作業場所を変更する場合は、書面によりあらかじめ甲に報告しなければならない。

(個人情報の持出しの禁止)

第5 乙は、甲の指示又は事前の承諾がある場合を除き、個人情報を作業場所から持ち出してはならない。

(保有の制限)

第6 乙は、業務を行うために個人情報を取得し、又は作成するに当たっては、法令（条例を含む。）の定める所掌業務を遂行するため必要な場合に限り、利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有してはならない。

(個人情報の目的外利用及び提供の禁止)

第7 乙は、甲の指示がある場合を除き、業務に関して知り得た個人情報をこの契約の目的以外のために利用し、又は甲の書面による承諾なしに第三者に提供してはならない。

(漏えい、毀損及び滅失の防止等)

第8 乙は、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、毀損及び滅失の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(教育の実施)

第9 乙は、個人情報管理責任者及び運用管理者等に対して、次に掲げる事項について、教育及

び研修を実施しなければならない。

(1) 在職中、当該契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと。退職後においても、同様とすること。

(2) 特記事項において運用管理者等が遵守すべき事項その他業務の適切な履行に必要な事項(資料の返還等)

第 10 乙は、業務を処理するために、(※①甲から引き渡された、又は乙自らが取得し、若しくは作成した②甲から引き渡された③乙自ら取得し、又は作成した) 個人情報が記録された資料は、業務完了後(※使用する必要がなくなった場合は、)直ちに(※①甲に返還し、又は引き渡す②甲に返還する③速やかに、かつ、確実に廃棄する)ものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

(複写又は複製の禁止)

第 11 乙は、業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等について、甲の書面による承諾なしに複写又は複製をしてはならない。

(個人情報の運搬)

第 12 乙は、業務を処理するため、又は業務完了後において個人情報が記録された資料等を運搬する(※必要がある)ときは、個人情報の漏えい、紛失又は滅失等を防止するため、乙の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

(再委託の承諾)

第 13 乙は、業務に関して知り得た個人情報の処理を自ら行うものとし、甲が書面により承諾した場合を除き、第三者にその取扱いを委託してはならない。なお、再委託した業務を更に委託する場合も同様とする。

2 乙は、前項の規定による承諾を受ける場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を甲に協議し、その承諾を得なければならない。

3 前項の場合において、乙は再委託先にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、再委託先の全ての行為及び結果について責任を負うものとする。

4 乙は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理、監督の手續及び方法について具体的に定めなければならない。

5 乙は、再委託先に業務を委託した場合は、その履行状況を管理・監督するとともに、甲の求めに応じて、管理及び監督の状況を甲に対して適宜報告しなければならない。

(実地調査)

第 14 甲は、乙が業務に関して取り扱う個人情報の利用、管理状況等について、随時実地に調査することができる。

(指示、報告等)

第 15 甲は、乙が業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、乙に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

(事故発生時の対応)

第 16 乙は、業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに甲に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。

2 甲は、業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(※①仮名加工情報②行政機関等匿名加工情報③匿名加工情報)の安全管理措置)

第17 第1から第5まで及び第7から第16までの規定は、(※①個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)第73条第1項に規定する仮名加工情報②個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)第121条第1項に規定する行政機関等匿名加工情報③個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)第123条第1項に規定する匿名加工情報)を取り扱う事務又は事業の委託について準用する。

(仮名加工情報の識別行為の禁止)

第18 乙は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、削除情報等(仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等及び個人識別符号並びに法第41条第1項の規定により行われた加工の方法に関する情報をいう。)を取得し、又は当該仮名加工情報を他の情報と照合してはならない。

(仮名加工情報の本人への連絡等の禁止)

第19 乙は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、本人に対して、電話をかけ、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により送付し、電報を送達し、ファクシミリ装置若しくは電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって個人情報保護委員会規則で定めるものをいう。)を用いて送信し、又は住居を訪問するために、当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用してはならない。

(行政機関等匿名加工情報の識別行為の禁止)

第20 乙は、行政機関等匿名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該行政機関等匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該行政機関等匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

(匿名加工情報の識別行為の禁止)

第21 乙は、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは法第43条第1項の規定により行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

注1 特記事項中の(※)の箇所については、業務の実態に則して、適切な事項を選択するものとする。

2 特記事項に違反した場合における契約解除、それに伴う損害賠償については、通常本契約で盛り込まれるものであるため、特記事項中に掲げていないが、本契約において契約事項として措置されていない場合には、特記事項を契約解除の要件、損害賠償の対象に加える等の措置をする必要がある。

3 業務の実態に則し、必要な事項を追加し、及び不要な事項を削除するものとする。